

財政健全化戦略の再構築と住宅消費税

井堀利宏

政策研究大学院大学

2015年6月10日

財政健全化戦略

- 2014年4月：消費税率の5%から8%への引き上げ
- 2014年12月：消費税率再引き上げの延期と総選挙
- 2015年2月：中長期の試算
- 2015年夏：健全化戦略の再構築
- 2015年度予算：PB半減目標の達成？
- 2017年4月：消費税率10%への再引き上げ？
- 2018年度：健全化の進展を再検討（PB対GDP比1%が目標）
- 2020年度予算：PB均衡化の達成

「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

資料 I - 1 - 1

※ 平成27年2月12日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

一 経済・財政面における主要な想定

○ 経済シナリオ

- ・「経済再生ケース」：中長期的に名目3%以上、実質2%以上の成長率(2016～2023年度平均で名目3.6%、実質2.1%)。
- ・「ベースラインケース」: 足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移し、名目1%台半ば、実質1%弱の成長率(2016～2023年度平均で名目1.5%、実質0.9%)。

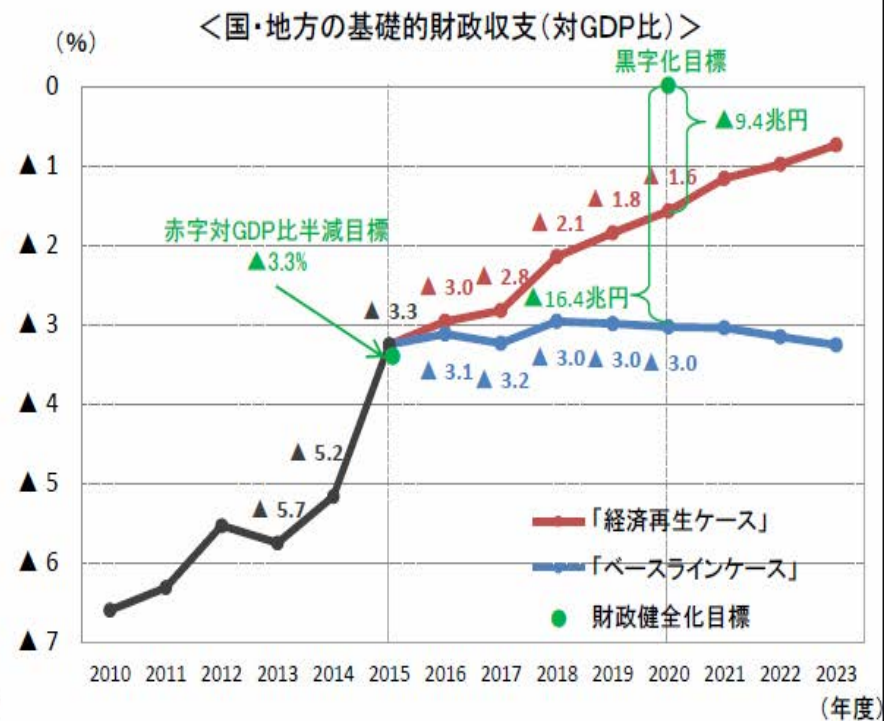
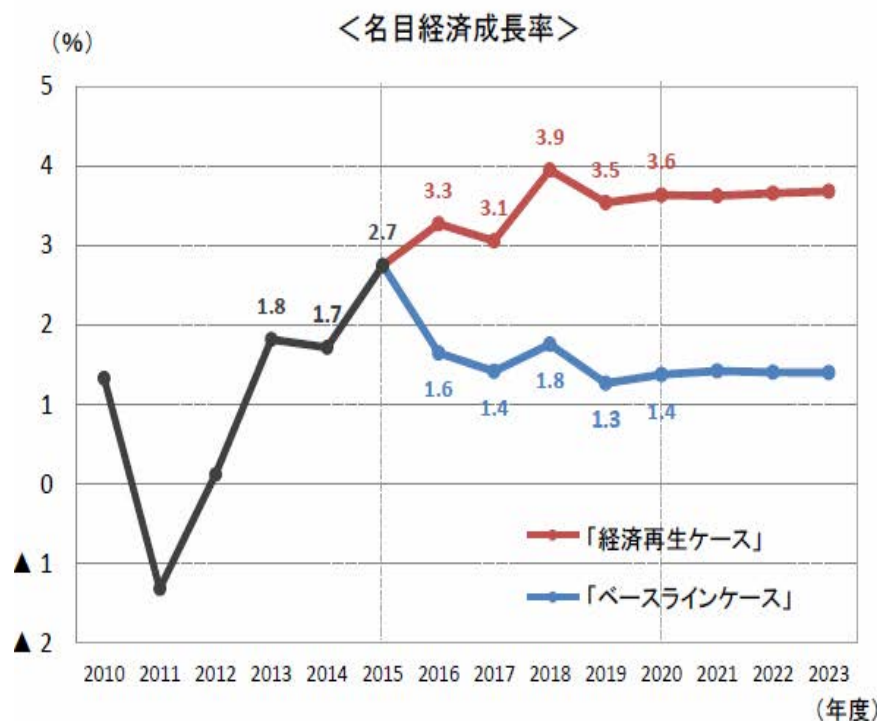
○ 財政前提

- ・2016(平成28)年度以降: 社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。

一 試算結果のポイント

○ 2015(平成27)年度の国・地方PB対GDP比は、▲3.3%の赤字であり、国・地方PB赤字対GDP比半減目標(▲3.3%)は達成見込み。

○ 2020(平成32)年度の国・地方PBは、「経済再生ケース」では、国・地方PBは▲9.4兆円(対GDP比▲1.6%)の赤字、
「ベースラインケース」では、国・地方PBは▲16.4兆円(対GDP比▲3.0%)の赤字。

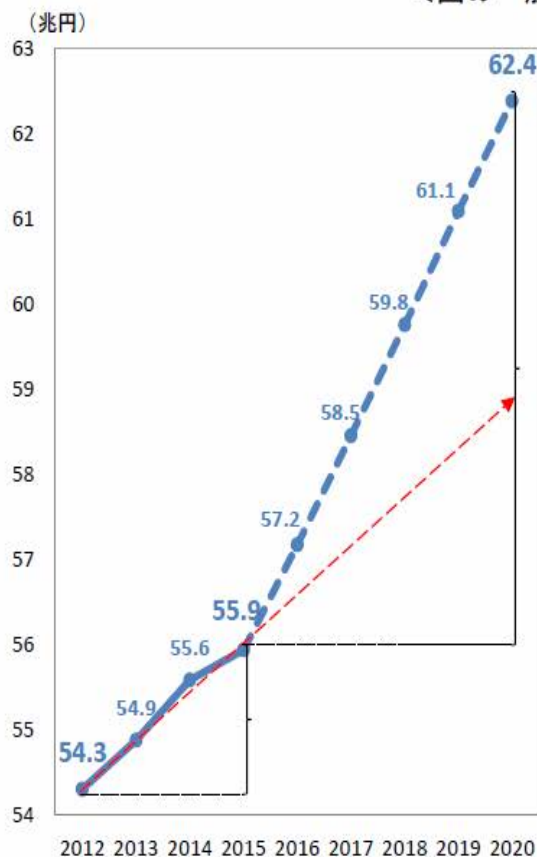


国における歳出の実績及び見通し

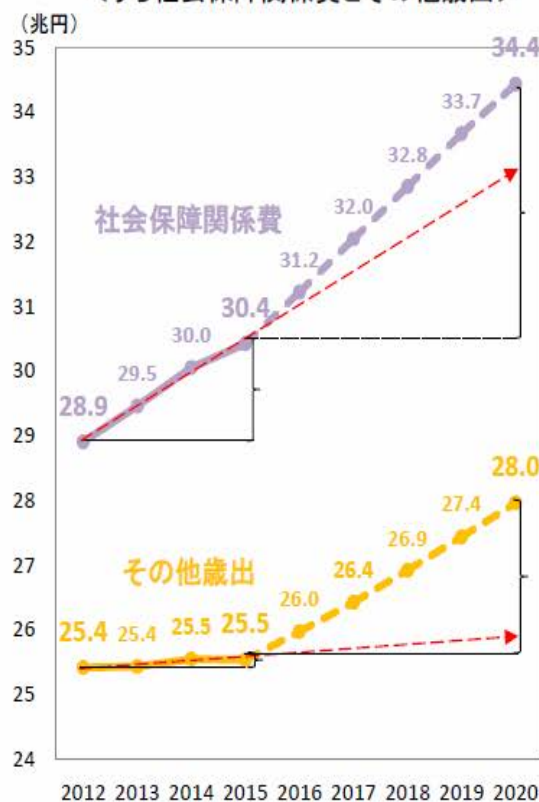
資料 I - 1 - 5

- 安倍内閣では、これまでに歳出改革に着実に取り組み(対GDP比1%程度(注1))、2015年度のPB赤字半減目標を実現。
- 他方、中長期試算上の歳出は、これまでの歳出改革の実績を大きく上回って伸長する見通し。
- 財政健全化を進める中で、歳出がこれまで以上に伸びれば、取組姿勢を問われ、市場や国民の信頼が得られない。
- そのため、少なくともこれまでの歳出改革の取組を継続する必要。

＜国の一般歳出の実績と見通し＞



＜うち社会保障関係費とその他歳出＞



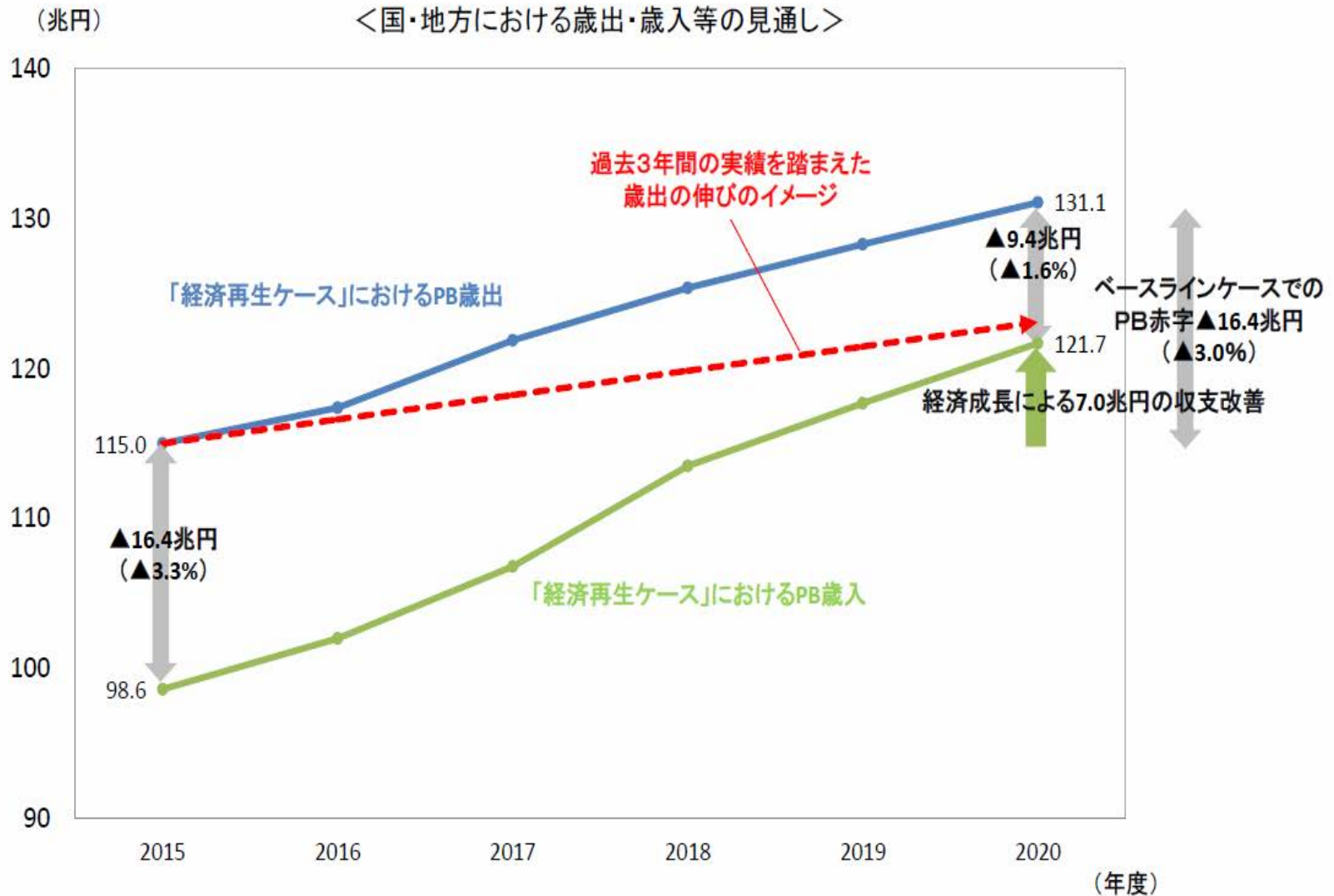
(注1) 民間議員提出資料3-2における「歳出抑制」対GDP比0.6%については、現実の予算編成過程における諸要因(生活保護の見直し、診療報酬改定や介護報酬改定等の社会保障分野における制度改正や予算節減、地方財政における水準超経費や金融機構準備金からの繰入見合いの歳出、財政投融资特別会計からの繰入や基金の不用分の返納等の歳出抑制と一体となった歳入確保努力等)を捨象しており、これらを加味すれば、対GDP比1.0%を上回る。

(注2) 社会保障関係費については社会保障の充実(2015年度:0.7兆円)・社会保障4経費公経済負担(2015年度:0.3兆円)等、その他歳出については公経済負担(2015年度:0.3兆円)等の影響を除いている。なお、赤点線はこれまでの歳出改革が今後も継続する場合のイメージを示したものであり、社会保障関係費については、毎年度高齢化による増加年平均+0.5兆円弱が増加していくもの。

計画のイメージ図

資料 I - 1 - 6

- まずは、経済活性化を通じて、「経済再生ケース」を実現させることが重要。
- あわせて、今後5年間、これまでの歳出改革の取組を継続すれば、2020年度のPB赤字9.4兆円の大宗は解消可能。



当面の戦略

- 消費税率は10%で凍結
- 財政健全化は歳出削減中心で:財務省
- 「経済再生ケース」での高めの成長による税収増:諮問会議

2018年度の再評価

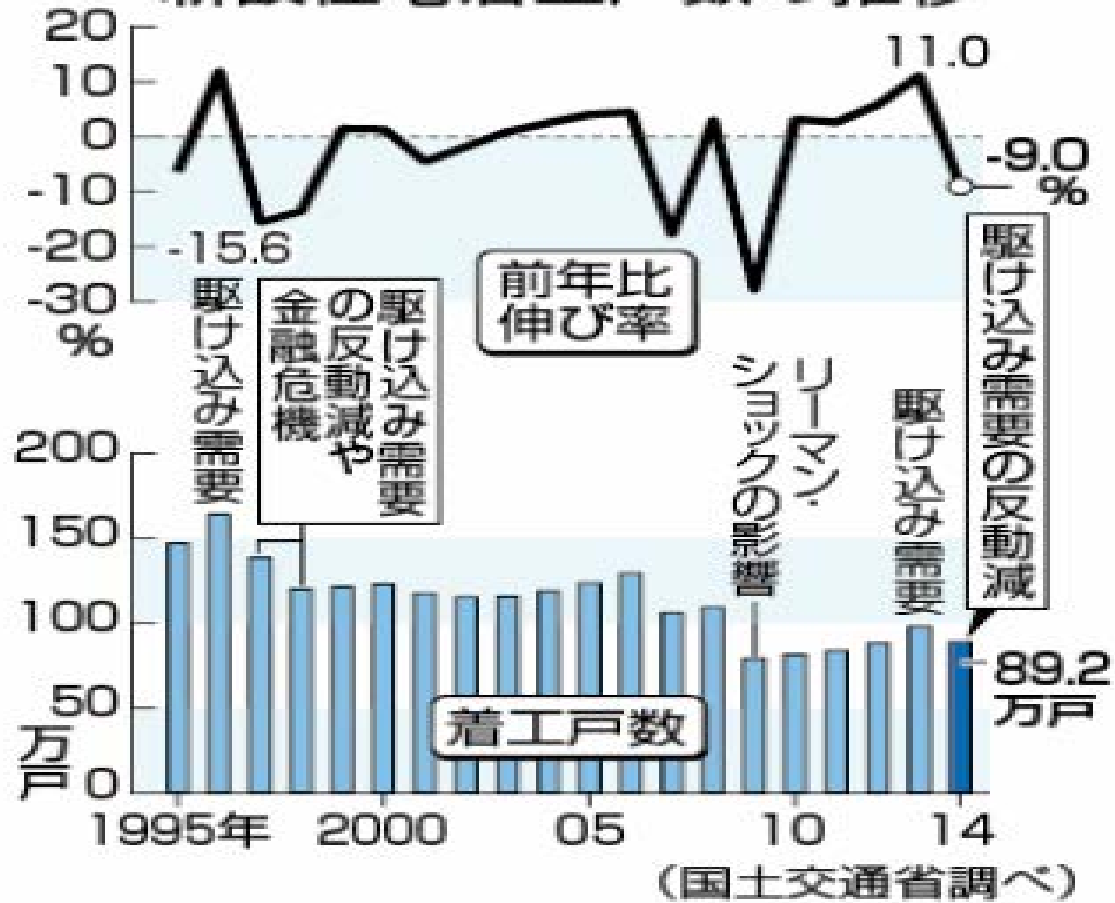
- 想定通りの健全化目標(PB1%赤字)が達成できない？
- 消費税率の再引き上げ:10%から15%方向への増税シナリオ
- 健全化目標が達成できたとしても、PB黒字の拡大にはさらなる財政健全化が必要
- いずれにしても、2020年代に入ってから、消費税率の再々引き上げは現実的な課題になる

住宅消費税と軽減税率

- 軽減税率の(政治的な)目的: 低所得者対策が中心
- 食料品の中での範囲設定: 米、生鮮食料品、酒を除く食料品
- 執行上のコスト、税込減、範囲指定の恣意性、再分配効果の曖昧さ

- 耐久消費財の攪乱効果: 駆け込み需要と反動減
- 住宅という最大の耐久消費財に消費税増税する
→ 資源配分上の懸念を強調すべき

新設住宅着工戸数の推移



対策の考え方

- 食料品への軽減税率対策と同列では、議論しにくい
 - 「駆け込み需要と反動減対策」を重視する
 - これまでの対応で、どうしても不十分か
 - 住宅ローン減税、すまい給付金、住宅エコポイント
 - 規模、対象者、期間設定、一時的政策の不透明さ
 - 最初に増税分を住宅購入者が負担、あとで、減税などで還付
 - ネットでは同じ負担でも、最初に負担をすると、消費意欲を抑制する
- (例) 医療費の支払い: 最初から3割負担VS最初に10割負担
で後で7割分還付

消費税の増税分の扱い

- (1) 増税分について、繰り延べ納税を認める
- (2) 繰り延べ分について、ローン減税、すまい給付金や住宅エコポイントでの相殺を可能にする
 - 具体例: 住宅3000万円 消費税率8%から10%への引き上げ
 - 2%分の増税分=60万円 を 購入時ではなくて、来年から5年間(?)での繰り延べ(12万円×5年)で納税できるようにする
 - 購入時は増税前と同じ8%の消費税のみ支払う
 - 住宅ローン減税が利用できれば、それで12万円を相殺する
 - すまい給付金、住宅エコポイントの支払先にこの12万円を充てられるようにする

増税分の実質的な非課税化

- 住宅購入時には増税分を負担しない
- 繰り延べ分を実質的に相殺できるように、ローン減税、すまい給付金や住宅エコポイントを拡充する
- 完全に相殺できれば、増税分は実質的に非課税化できる
- 完全に相殺できなくても、増税分の繰り延べは耐久消費財への消費課税としては、より合理的な課税方法への改革になる

住宅消費税対策

- 「駆け込み需要と反動減対策」: 資源配分上の対策
→ 購入者の所得、属性にかかわらず対応すべき
← 軽減税率の標準的な考え方: 低所得者対策?
- 優良な住宅形成を促進: 住宅の属性に応じた対策
- ローン減税、すまい給付金よりは、エコポイントの方が整合的?
- 増税分の繰り延べで、購入時の負担感を緩和
- 繰り延べ納税への相殺を可能にする
- エコポイント(例)60万円、5年間有効?

		従来制度 (復興支援・住宅エコポイント)	新制度 (省エネ住宅ポイント)
対象期間		H23. 10～H24. 10に着工	<u>閣議決定日(H26.12.27)以降に契約※</u> (着工は契約締結日～H28. 3. 31)
対象住宅		新築、リフォーム	新築、リフォーム、 <u>完成済新築住宅の購入</u>
対象種別		持ち家、借家	持ち家、 <u>借家(リフォームのみ)</u>
対象住宅の性能要件等	新築	トップランナー基準相当(木造住宅は等級4)	トップランナー基準相当(木造住宅は等級4)
	リフォーム	(1)窓の断熱改修 (2)外壁、屋根・天井、床の断熱改修 +上記(1)又は(2)にともなう以下の工事等 ①バリアフリー改修 ②エコ住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ) ③リフォーム瑕疵保険への加入 ④耐震改修	(1)窓の断熱改修 (2)外壁、屋根・天井、床の断熱改修(部分断熱可) (3) <u>設備エコ改修(エコ住宅設備3種類以上)</u> +上記(1)～(3)のいずれかにともなう以下の工事等 ①バリアフリー改修 ②エコ住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ、 <u>高効率給湯機、節湯水栓</u>) ③リフォーム瑕疵保険への加入 ④耐震改修
ポイント数	新築	被災地:30万ポイント、その他:15万ポイント	30万ポイント
	リフォーム	最大30万ポイント(耐震改修を行う場合:最大45万ポイント) (工事内容に応じ2千～10万ポイント)	最大30万ポイント(耐震改修を行う場合は最大45万ポイント) (工事内容に応じ <u>3千～12万ポイント</u>) (<u>既存住宅購入を伴うリフォームはポイント加算</u>)
交換商品		地域産品、商品券等 (被災地支援にポイントの半分以上を充当)	地域産品、商品券等